平成２５年（フ）第３４号
熊本県下益城郡美里町栗崎228番地
債務者　池永　昌子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４４号
熊本市東区戸島２丁目７番58号　ファミーユＡ棟102
債務者　寺下千佐美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９号
熊本市東区戸島西５丁目２番１―505号　戸島団地１Ｃ－１
債務者　東　　大地
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５０号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1017番地
債務者　本谷さやか
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５４号
熊本市東区長嶺南７丁目９番５―205号　サン・シベーレス
債務者　石田　　晃
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１９０号
宮崎県延岡市伊形町5627番地イ
債務者　上野　宏子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第７号
宮崎県延岡市柚の木田町1339番地５
債務者　柳田　幸人
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第８号
宮崎県延岡市永池町２丁目７番地９
債務者　菅野　桂子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第５６２号
沖縄県那覇市字天久1090番地１　波之上産業天久マンションＢ―408
債務者　海勢頭正子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１６号
沖縄県那覇市字天久891番地　メリアンハイツ109
債務者　古謝　　馨
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１９号
沖縄県那覇市辻２丁目11番17号　辻マンション３－Ｅ
債務者　謝花サダ子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３３号
千葉県柏市若柴６番地25　第三関東マンション203号
債務者　宮崎　千春
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４３号
千葉県柏市花野井712番地44　メゾン花野井Ｂ―111号
債務者　早坂　寛壽
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５４号
千葉県松戸市二ツ木1790番地　コーポ作台205号
債務者　安齋　沙織（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４号
福井県敦賀市三島18号28番地の１　三島町３丁目
債務者　堀江ひろ美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第４１６号
兵庫県川西市向陽台２丁目１番地の83
債務者　石原いずみ
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第８６１号
北九州市八幡東区昭和３丁目３番20―404号
債務者　石橋美奈子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部